

平成29年1月6日

京都府 府民生活部 消費生活安全センター 御中

京都司法書士会  
会長 森中 勇雄

#### 京都府消費者教育推進計画(中間案)に関する意見書

京都府においては、平成28年12月、京都府消費者教育推進計画(中間案)を公表した。同中間案を踏まえ、今後あるべき推進計画についての当会の意見は、以下のとおりである。

#### 4 推進の方向と今後取り組む事業について

##### 第1 (1) ア 成年年齢の引き下げやネットトラブルへの対応 について

昨今、インターネット、スマートフォンの普及により、若年層が消費者被害にあう事例が増加している。したがって、小学校から大学まで、いずれの段階においても消費者教育の重要性は日に日に高まっているといえる。また、京都府の消費生活相談件数からは、契約当事者が、18歳～19歳の相談件数に比べ、20～22歳の相談件数が増加しているとあるが、仮に民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合、18歳～19歳の相談件数が増加することが考えられる。このため、若年層に対しても、早いうちから、しっかりとした消費者教育を行う必要性が今まで以上に高まっているといえる。適切な知識を身に着けることにより、被害を回避し、トラブルに適切に対処し、また、本人が意識せずに加害者側になってしまうことも防止できる。そして、その教育の内容については、契約等に関する基礎的な知識はもちろんのこと、日を追って新たに生ずる様々な諸問題に対応できる力を身に着けるために、個別具体的な新たな事例等についても学習する必要があると考える。したがって、1回きりの授業や年数時間程度の授業時間では十分ではなく、例えば、創設される科目「公共(仮称)」において継続的なものにすべきであると考えます。

高校を卒業する生徒のうち、就職する者のみならず、進学する者のほとんどもアル

バイト等何らかの労働に従事し、また就職者のうちかなりの割合が非正規雇用され、正規雇用だとしても、かつてより労働環境が悪化しているといわざるをえない現在、高校在学時から労働に関する法律を学ぶ意義はかなり大きいといえる。

また、成人年齢が20歳である現在でも、高校卒業後に自分で扱う金銭の額が飛躍的に大きくなり、それに伴って消費者トラブルの金額も大きくなる情勢にかんがみれば、高校在学時あるいはそれ以前からの十分な消費者教育が必要である。

大学については、約7割の大学が、入学時等におけるガイダンスに、消費者教育を取り入れ、約3割の大学で「講義・ゼミ等」が行われているとあるが、過半数の大学が「講義・ゼミ等」継続的な教育を実施していないことは不十分といわざるを得ない。大学入学により、行動半径、交友関係等が広がり、消費者被害にあう機会が増加するが、大学内でマルチ商法等が流行し、加害者も被害者も学内に大量発生することがまある。

入学時には勧誘を行う業者も多く、学生の気分も高揚し、トラブルに遭遇する機会も多いので、まずは入学時のガイダンスにて最低限の啓発を行う大学を100%に近づけ、なるべく多くの大学で、法律科目としてではなく、一般教養科目として消費者教育を取り入れるよう、大学への十分な働きかけが必要であると考えます。

## 第2 (1) イ 高齢者被害の未然防止への対応 について

消費者被害防止等を中心とした各種講座等に、判断能力がある多くの高齢者が参加しているとあるが、市町村で消費者教育を行っているのは全体の6割程度とあるので、参加意欲のある高齢者でも、その多数が参加できていない状態にあるといえる。講座等を行っていない市町村についても早急に出前講座を行い、これらの参加希望者が漏れなく参加できる体制をつくる必要がある。

また、上記以上に特に必要であるのは、身体的・精神的問題により上記講座等に参加できない、又は参加意欲の少ない高齢者・障がい者等の社会的弱者への対応であると考えます。上記高齢者・障がい者等は、孤立しやすく、相談する意欲も少ないので、親切を装い近づいてくる業者を信用し、だまされていることに気付かない例も散見される。

また、被害が進んだ段階では、被害者が業者に精神的に依存する関係が出来上がってしまっていて、後から気付いた行政や福祉関係者が業者への依存を断ち切ろうとしても、困難である事例も多い。

こうした問題に対応するため、見守り活動を早急に拡大し、普段から互いに顔の見える関係を構築し、問題が生じた場合に相談しやすい体制を早急につくるべきと考える。司法書士は京都府内に点在しており、地域によっては出張相談も可能であるので、各地の消費生活安全センターに司法書士会の事業を知っていただき、各地の見守り活動を担当する方に広報していただきたい。

### 第3 (1) ウ 消費者教育の機能拡大と体系的な教育の拡充 について

「消費者教育のモデル授業例（指導案、ワークシート等）を作成、府内学級へ普及」とあるが、京都司法書士会は、以前より消費者教育の重要性を認識し、例年、高校や大学へ講師として会員を派遣し、消費者教育に積極的に取り組んできた。

行ってきた指導例を提供することができるので、モデル指導例作成役としても、講師としても、司法書士にも一翼を担わせていただきたい。

### 第4 (4) 幅広い主体との連携・協働による取組の推進について

くらしの安心・安全ネットワークを中心とした消費者教育の推進について、ネットワークの構成団体は現在55団体であるが、連携・協働は不十分であり、十分に機能しているとは言えない状態である。年に一度の情報交換会では、非常に多数の団体からの報告がなされるだけで終わってしまっており、率直に言えば近年の事業がほとんどない団体も散見される。一方で、ネットワークのなかで団体同士が協同して何らかの問題に当たったケースは見当たらない。有意義な会議にするためには55団体という数は過多であり、加盟する団体の絞り込みや、リニューアルを行っても良いと考える。

くらしの安心・安全ネットワークでこそ、メーリングリスト等も利用し、地域の見守りを行う団体と、トラブル対処を行う団体の連携の場とされたい。ネットワーク加盟団体で市民向けの出前講座を企画する等、積極的な事業を取り入れていただきたい。